

専決処分報告（訴えの提起）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅に係る建物明渡等請求事件2件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
1	平成29年9月4日 札幌地方裁判所 平成29年(ワ)第1675号 建物明渡等請求事件 厚別区もみじ台団地の 入居者1名及び占有者 1名	相手方（入居者に限る。） は、本件建物に入居してい るが、長期にわたり本件建 物に係る家賃を滞納し、本 市の再三にわたる督促等に もかかわらず支払をせず、 また、民事調停も不成立と なった。 さらに、相手方（入居者に 限る。）は、本市の承認を 得ることなく、占有者とと もに本件建物を不法に占有 し続けているため、本市 は、再三にわたり明渡しを 請求したが、相手方がこれ に応じなかつたことから、 建物明渡し等を求めて訴え を提起する。	(1) 相手方は本市に対 し、本件建物を明け 渡すこと。 (2) 相手方（入居者に 限る。）は本市に対 し、本件建物に係る 滞納家賃326,540円 及びこれに対する完 済までの延滞金を支 払うこと。 (3) 相手方は本市に対 し、平成29年5月16 日から、本件建物の 明渡し済みに至るま での損害賠償金を支 払うこと。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
2	平成29年10月20日 札幌地方裁判所 平成29年(ワ)第1994号 建物明渡等請求事件 北区屯田西団地の入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、本市の再三にわたる指導にもかかわらず、長期にわたり近隣入居者に対する迷惑行為を繰り返し、また、本件建物の管理の業務に従事する者に傷害を負わせたため、本市は、再三にわたり明渡しを請求したが、相手方がこれに応じなかつたことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、平成29年8月1日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。